

森づくり活動規定

(目的)

第1条 この規定は、埼玉森林インストラクター会の森づくり活動に関しての必要事項を定め、会員の事故を防ぎ、安全を図ることを目的とする。森づくり活動に当たっては、別に定める場合を除き、全てこの規定を遵守すること。

(適用範囲)

第2条 この規定は、伐採、下刈り、地拵え、その他の森づくりに関連する全ての森づくり作業に適用する。但し、森づくり活動実施地域での散策、自然観察等の森づくり作業を伴わないものは、この限りでない。

(禁止事項)

第3条 次の各号に該当する行為は禁止する。

(1) 予め指定された活動日以外の作業

(2) 森づくり部長の指示外の作業

但し、1・2号とも森づくり部長、または会長の承諾を得た場合は可

(3) 当会会員以外を作業に従事させること

附則 本規定は、2023年7月31日に制定、施行する。